

関西学院大学 研究成果報告

2023年 10月 17日

関西学院 院長殿

所属： 司法研究科
職名： 准教授
氏名： 張 洋介

以下のとおり、報告いたします。

研究制度	<input checked="" type="checkbox"/> 関西学院留学 長期（滞在国：アメリカ合衆国） <input type="checkbox"/> 関西学院留学 短期（滞在国： ） <input type="checkbox"/> 宣教師研究期間 <input type="checkbox"/> 関西学院外留学（滞在国： ）
研究課題	英米法体系における土地所有権論の検討
研究実施場所	Southern Illinois University Carbondale School of Law
研究期間	2022年 8月25日 ～ 2023年 8月 25日（ 12ヶ月）

◆ 研究成果概要 （2,500字程度）

上記研究課題に即して実施したことを具体的に記述してください。

まずは、研究課題を改めて説明させていただく。学院留学への申請当時は、「英米法体系における土地所有権論の検討」というタイトルで、イギリスアメリカを中心とするコモンロー法体系における土地所有権論の検討を課題としていた。しかし、申請が採用された後は、より具体的にアメリカ合衆国における土地所有権論についてわが国における土地所有権論と対比して検討することを課題とした。その上で、わが国における土地所有権概念に正確に該当する概念がアメリカ法には存在しないことがわかり、まずは、アメリカ合衆国における不動産に関する法制度全般を研究することを目的とした。実際には、Southern Illinois University Carbondale School of Law（以下ではSIUロースクールという）にVisiting scholarとして1年間在籍し、目的どおりアメリカにおける不動産法制度全般を研究することができた。個別に実施したことは以下の通りである。

・ 授業の聴講

日本の民法が対象とする領域に該当するものは、アメリカ法ではProperty, Contract, Tortである。私の研究目的である土地所有権論はもっぱらProperty領域に含まれるものであるため、SIUロースクールにおいて実施されたPropertyの授業に聴講として出席した。Propertyは、SIUロースクールでは1年次の必修授業であり、2022年Fall SemesterにProperty-1、2023年Spring SemesterにProperty-2として週2回で開講されていた。したがって、私は1年を通じてすべてのPropertyの授業に出席

し、Property全体について勉強することができた。

・フィールドワークへの参加

研究対象としている不動産に関する法制度にとって重要な制度が不動産登録制度である。わが国においては、不動産に関しては法務局が管轄する不動産登記制度が存在するが、アメリカ合衆国においては、連邦レベルで管轄するのではなく、カウンティレベルでそれぞれ管轄している。Propertyの授業の一環として、SIUロースクールが位置するJackson Countyが管轄する不動産登録制度を理解するために、そのJackson Countyの裁判所の一角に位置する不動産登録に関する部局に出向き、任意の不動産につきその権利関係を調査するというフィールドワークが実施された。このフィールドワークに学生グループの一人として参加して、現実の一つの不動産についての権利関係を調査することができた。実際に現地に赴き、現実の不動産についての権利関係を調査することでアメリカにおける不動産登録制度を理解することができた。非常に貴重な経験ができたと考えている。

・研究者との対話

授業に聴講するだけでなく、Propertyを担当する教授たち、Professor Sheila SimonおよびProfessor Zvi Rosen、さらにProfessor Stanley Coxといった方々と議論をする機会を定期的に設けて、Propertyと所有権の日米比較等の議論をすることができた。この議論を通じて、テキストを読むだけでは得られない深い知見を得ることができた。

文献の収集および検討

Propertyの授業への参加を通じて関心を持ったテーマにつき、さらに深く理解するために、文献を収集し、収集した文献についてひとつひとつ読み込み、理解を深めていった。アメリカのロースクールではケースブックと呼ばれる専門書を教科書として授業が進められる。参加したPropertyの授業でも900頁を超えるCasebookが教科書であったが、同じ法領域でもさまざまなCasebookが出版されており、それぞれに特色が異なるため、主要なCasebookを収集し、比較検討することができた。この際の比較検討から、今後執筆予定の論文のテーマを複数得ることができた。また、そのCasebookからさらに数多くの論文も発見することができ、今後の研究にとって極めて有用な成果を得ることができた。

・論文の執筆

留学期間の最後の2か月は論文の執筆にとりかかった。私は既にわが国の土地所有権の放棄について論文を発表しているが、同様の議論がアメリカでもおこなわれているため、比較分析することを目的として論文を執筆した。残念ながら、途中で体調を崩したこともあり完成には至っていないが、2023年度中には発表する予定である。

以上

提出期限：研究期間終了後2ヶ月以内

提出先：研究推進社会連携機構（NUC）

※関西学院留学は所属長を経て、宣教師研究期間は大学教員は学部長及び学長を経て院長に、高中部教員は各部長及び高中部長を経て院長に提出してください。

◆研究成果概要は、大学ホームページにて公開します。研究遂行上大学ホームページでの公開に支障がある場合は研究推進社会連携機構までご連絡ください。